

調達要求番号：3PYAIA 00004

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕様書番号	〃
油分離槽の消臭浄化作業部外委託	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和 4年12月11日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	習志野駐屯地業務隊

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊習志野駐屯地第36号建物隊員食堂における油分離槽の消臭浄化作業について適用する。

2 作業の内容

a) 作業条件

作業に必要な消臭浄化装置及び消耗品は、請負者所有のものを使用する。

b) 作業内容

- 1) 消臭浄化装置の設置及び維持管理又、酵素剤充填及びこれに付随する作業
- 2) 点滴液及び薬剤の補充
- 3) 必要に応じ油分離槽内の清掃(高圧・高温洗浄)を行う。

c) 作業日程及び時間

- 1) 作業日程は、2週間に1回とし酵素剤・点滴液・薬剤の点検補充作業の実施
- 2) 作業時間に要する時間は、1回あたり2時間を基準とする。

3 作業指示

- a) 作業に従事する者は、関係法令の資格を保有するものとする。
- b) 作業開始までに全ての状況を現地にて確認し、作業時に問題を生じさせない。
- c) 現場確認の際は、官側に連絡し来隊させる。
(TEL 047-466-2141 内線 744 習志野駐屯地糧食班)

4 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 検査

- a) 作業の実施に当たっては、官側の監督を受け、その指示に従うものとする。
- b) 作業が完了した時は、検査官に届け出て検査を受けるものとする。
- c) 作業の完了届けは、契約担当官等があらかじめ定める期間の終了時に、契約担当官等の定める様式により行うものとする。

6 作業管理

- a) 請負者は、各種の作業条件及び関係諸規則を作業に従事する者に周知徹底させる。
- b) 機器等の移動は、細心の注意を図り、機器及び建物本体並びに設備等を損傷させないように実施する。
- c) 作業中において建物・施設及び物品等に損傷を与えた場合は、その損害に対して賠償しなければならない。
- d) 本作業における一切の責任は請負者が負うものとする。

7 その他の指示

- a) 作業の際は、衛生管理に留意するとともに、厨房作業に支障を来たさないように配慮する。
- b) 許可された場所以外への無断立入及び撮影等は禁止する。

8 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。